

山村国際高等学校 賛助会 協議資料

日時：令和5年8月17日（木）17：30～

場所：山村国際高等学校

山村国際高等学校 賛助会

協議次第

1. 開会の言葉
2. 賛助会会長挨拶
3. 学校代表挨拶
4. 議長選出
5. 議事
 - (1) 令和 4 年度 事業報告
 - (2) 令和 4 年度 会計報告
 - (3) 監査報告
 - (4) 役員承認の件
 - (5) 令和 5 年度 事業計画 (案)
 - (6) 令和 5 年度 予算 (案)
 - (7) その他
6. 議長解任
7. 閉会の言葉

令和4年度 事業報告

令和4年7月9日	賛助会役員会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 第10回 山村国際高等学校 賛助会総会の中止を決定する
8月17日	総会中止案内郵送
9月	第10回定期総会資料ホームページ掲載
9月	紫藤祭での私学助成増額署名(緑の署名)活動中止
令和5年3月17日	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、山村国際高等学校 入学準備説明会での入学予定者及び保護者に対して、山村国際 高等学校 賛助会の説明を行った

- ※ 令和4年度分 周年事業積立150万円の積立を行った
- ※ 戸宮グラウンド生徒避難用テントの購入(4張)
- ※ ターポリン看板の張り替え

令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響で学校行事・後援会活動等が中止や延期となることで活動協力を行うことが出来なかったが、山村学園創立100周年記念に向けての準備は整えておくことができた

令和4年度 山村国際高等学校 賛助会決算書

収入の部

(単位:円)

科 目	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	予算に対する比較増減額	付 記
会 費	2,937,000	2,928,000	△ 9,000	
会 費 1	2,907,000	2,907,000	0	令和3年度 卒業生 323名×@9,000 の計
会 費 2	30,000	21,000	△ 9,000	理事及び更新会員 7名×@3,000 の計
雑 収 入	0	0	0	
繰 越 金	2,603,692	2,603,692	0	令和3年度 繰越
合 計	5,540,692	5,531,692	-9,000	

支出の部

(単位:円)

科 目	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	予算に対する比較増減額	付 記
運 営 費	700,000	93,500	606,500	
1.会議費	100,000	1,000	99,000	
2.事務費	300,000	63,000	237,000	63円はがき代
3.印刷費	100,000	0	100,000	
4.慶弔費	200,000	29,500	170,500	香典1, 生花1
事 業 費	4,650,000	2,683,600	1,966,400	
1.活動補助費	150,000	0	150,000	
2.学校補助費	3,000,000	1,183,600	1,816,400	戸宮グラウンド用テント・ターポリン看板張り替え
3.周年事業積立	1,500,000	1,500,000	0	100周年事業
雑 費	100,000	0	100,000	
予 備 費	90,692	0	90,692	
合 計	5,540,692	2,777,100	2,763,592	

収入 会費5,531,692円 - 支出2,777,100円 = 2,754,592円(令和5年度へ繰越)

令和4年度 山村国際高等学校 賛助会決算書提出いたします。 令和4年度 決算書を慎重に監査した結果
適正に執行されていることを認めます。

令和 5 年 8 月 25 日

令和 5 年 8 月 17 日

監事 高橋 和昭



監事 高橋 正彦



賛助会 特別会計 周年事業積立詳細

(単位:円)

年度	金 額	備 考
H26	150,000	
H27	1,000,000	
H28	1,600,000	
H29	1,300,000	
H30	1,500,000	
H30	45	平成30年度 利息分
R1	1,500,000	令和元年度
R1	42	令和元年度 利息分
R2	1,500,000	令和2年度
R2	61	令和2年度 利息分
R3	1,500,000	令和3年度
R3	81	令和3年度 利息分
R4	1,500,000	令和4年度
R4	86	令和4年度 利息分
	11,550,315	

卒業生 前受金詳細

(単位:円)

年度	金 額	備 考
R4	2,115,000	令和4年度 3月卒業生会員数 235名×@9,000円
	2,115,000	

令和5年度 役員承認の件

会 長	小 林 秀 臣	
副会長	長 峰 す美子 寶 野 慶 文	
幹 事	富 永 一 男 (副校長) 師 岡 昇 (事務長) 石 山 勝 好 (渉外部長) 藤 森 祐 一 加 藤 充 代 横 川 聖 子 (事務副主任・会計担当) 木 田 周 (事務主事・会計担当)	
理 事	島 野 知 二 書面で確認 (郵送) 太 田 博 伯 書面で確認 (郵送) 荻 野 順一郎 書面で確認 (郵送) 田 中 寿 広 書面で確認 (郵送) 新 井 賢 一 書面で確認 (令和元年度卒) 小 出 真 弓 書面で確認 (令和2年度卒) 林 紀 子 書面で確認 (令和3年度卒) 佐 藤 さくら 書面で確認 (令和4年度卒)	
監 事	高 橋 和 昭 高 橋 正 彦	
顧 問	中 山 達 朗 (校長) 小野澤 範 久 (参与)	

令和5年度 事業計画

令和5年	7月15日	会長・副会長 による協議
	7月18日	第一グラウンド人工芝設置工事完成に伴う落成式
	8月 6日	夏の研修旅行（後援会事業） ※代表参加
	8月17日	令和4年度 賛助会 会計監査
	8月17日	理事に協議資料を送付し、承認を得る
	9月9・10日	紫藤祭にて後援会活動の協力
	9月	賛助会会員へ令和5年度 総会中止のお知らせを送付
	9月	山村国際高等学校ホームページ（賛助会）に賛助会資料を掲載する (事業報告・計画、決算書・予算書、役員承認の件)
	11月14日	山村学園 創立100周年記念祭出席
	12月	理事会
令和6年	1月27日	後援会理事・教職員合同新年会 ※代表参加
	3月10日	春の小旅行(後援会事業) ※代表参加
	3月18日	山村国際高等学校 入学準備説明会において、入学予定者及び保護者に対して山村国際高等学校賛助会の説明

- その他
- ・学校事業への協力、援助
 - ・100周年記念事業 第一グラウンド人工芝設置工事費補助
 - ・100周年事業へ向けて、協力者の選出

※ 令和5年度分 周年事業積立

令和5年度の事業計画においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、前年度に引き続き学校行事予定との関係から順延や中止等、事業の見直し変更があることをご承知おきください

令和5年度 山村国際高等学校 賛助会予算書

収入の部

(単位:円)

科 目		令和4年度 予 算 額	令和5年度 予 算 額	付 記
会 費	会 費	2,937,000	2,145,000	会員数 (235名×@9,000)+(10名×@3,000) 令和4年卒業生235名分と賛助会役員のうち会費 を頂く予定の方10名分
雑 収 入	雑収入	0	0	
繰 越 金	繰越金	2,603,692	2,754,592	令和4年度よりの繰越金
合 計		5,540,692	4,899,592	

支出の部

(単位:円)

科 目		令和4年度 予 算 額	令和5年度 予 算 額	付 記
運 営 費		700,000	700,000	
	1.会議費	100,000	100,000	理事会(交通費・お茶)・出張旅費
	2.事務費	300,000	300,000	事務費・切手・はがき代・送料・振込手数料等
	3.印刷費	100,000	100,000	封筒・往復はがき・賛助会通信等
	4.慶弔費	200,000	200,000	会員の慶弔
事 業 費		4,650,000	4,000,000	
	1.活動補助費	150,000	200,000	親睦等活動補助
	2.学校補助費	3,000,000	2,300,000	補助金(施設・備品等購入補助)
	3.周年事業積立	1,500,000	1,500,000	100周年事業積立
雑 費	雑 費	100,000	100,000	
予 備 費	予備費	90,692	99,592	
合 計		5,540,692	4,899,592	

令和5年度 山村国際高等学校賛助会予算書を当総会議案として提出いたします。

令和 5 年 8 月 25 日

賛助会会長 小林 秀臣



山村国際高等学校賛助会会則

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本会は山村国際高等学校賛助会と称し、事務局を山村国際高等学校（埼玉県坂戸市千代田1-2-23）に置くものとする。

第2章 目的及び事業

- 第2条 本会は、山村国際高等学校の発展に寄与すると共に、会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 山村国際高等学校の各周年事業に対する賛助。
 2. 山村国際高等学校の卒業生保護者に対する広報、山村国際高等学校後援会・育成会では補えない事業その他に関すること。
 3. 会員相互の親睦に関すること。

第3章 会員

- 第4条 本会の会員は、山村国際高等学校卒業生の保護者並びにこの会の趣旨に賛同する者とする。
- 第5条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第4章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 幹事 若干名
 4. 理事 若干名
 5. 監事 若干名
- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 幹事はこの会の事務及び経理を担当する。
 4. 理事は理事会において、予算案の作成及び決算並びに各種事業の企画運営にあたる。
 5. 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
- 第8条 役員の選出方法は次のとおりとする。
1. 会長、副会長及び監事は、理事会において会員の中から選出し、総会の承認を得る。
 2. 理事は、年次別に1名を選出する。
 3. 幹事は、会長が委嘱する。
- 第9条 役員の任期は1ヵ年とし、再任を妨げない。

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会で推薦し、総会の承認を得る。

第5章 会議

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

第12条 理事会は本会の役員をもって構成する。

第13条 総会は、毎年1回開催し、次の事項について審議し、議決する。ただし、必要に応じて、臨時総会を開くことができる。

1. 予算、決算及び事業の計画・実施に関する事項。
2. 役員の承認に関する事項。
3. 会則の改正に関する事項。
4. その他必要な事項。

第14条 理事会は、必要に応じて開催するとともに、緊急事項について協議決定することができる。緊急に理事会を開くことができないときは、会長・副会長の協議によって決定することができる。ただし、後に理事会の承認を得るものとする。

第15条 会議は会長が召集し、会議の議長は原則として会長がこれにあたる。

第16条 会議の議決は、すべて出席会員過半の多数決による。

第6章 会計

第17条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第18条 会費は、会員1人につき年額3,000円とする。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条 賛助会慶弔旅費規程については別に定める。

附則 この会則は平成25年2月26日から施行する。

この会則は平成25年5月25日から施行する。

この会則は平成27年7月11日から施行する。

山村国際高等学校 賛助会 慶弔旅費規程

第1章 総 則

第 1 条 本規程は、山村国際高等学校賛助会が行なう表彰、慶弔及び旅費に関する事項を定める。

第 2 条 本規程の適用対象は会員とする。

第 3 条 本規程による慶弔慰問は次のとおりとする。

- 1 賛助会役員が疾病負傷等のため入院加療する場合
- 2 会員とその配偶者が死亡した場合
- 3 会員が火災及び風水害の災害をうけた場合

第 4 条 本規程による出張旅費は次のとおりとする。

- 1 賛助会活動に必要な会議等に出席した場合は 1,000 円を支給する。
- 2 上記以外の出張については 3,000 円を支給する。

第 5 条 この規程の解釈に疑義が生じたときは、正副会長会議において決定し理事会に報告する。

第 2 章 給 付 の 内 容

第 6 条

- 1 第3条1項に規定する見舞金は、2週間以上の入院及び30日以上休養加療者について 10,000 円とする。
- 3 第3条2項に規定する弔慰金は 10,000 円とする。
- 4 第3条3項に規定する見舞金については、事態発生都度正副会長会議において協議決定する。
- 5 本規程の実施に当たりこれに対する返礼は受けないものとする。

第 3 章 手 続 き 等

第 7 条 本規程に要する経費は、賛助会費をもって賄うものとする。

第 8 条 前各号に掲げる給付をうけようとするときは、事務局を通じ会長に請求しなくてはならない。但し、会長が必要と認めるときは、事由を証する書類の提出を求めることができる。

第 9 条 本規程の改廃は理事会で決議し、総会に報告をする。

付 則 本規程は平成26年6月28日より施行する。
本規程は平成27年7月11日より施行する。

山村国際高等学校 賛助会 慶弔旅費規程

第1章 総 則

第 1 条 本規程は、山村国際高等学校賛助会が行なう表彰、慶弔及び旅費に関する事項を定める。

第 2 条 本規程の適用対象は会員とする。

第 3 条 本規程による慶弔慰問は次のとおりとする。

- 1 賛助会役員が疾病負傷等のため入院加療する場合
- 2 会員とその配偶者が死亡した場合
- 3 会員が火災及び風水害の災害をうけた場合

第 4 条 本規程による出張旅費は次のとおりとする。

- 1 賛助会活動に必要な会議等に出席した場合は 1,000 円を支給する。
- 2 上記以外の出張については 3,000 円を支給する。

第 5 条 この規程の解釈に疑義が生じたときは、正副会長会議において決定し理事会に報告する。

第 2 章 給 付 の 内 容

第 6 条

- 1 第3条1項に規定する見舞金は、2週間以上の入院及び30日以上休養加療者について 10,000 円とする。
- 3 第3条2項に規定する弔慰金は 10,000 円とする。
- 4 第3条3項に規定する見舞金については、事態発生の都度正副会長会議において協議決定する。
- 5 本規程の実施に当たりこれに対する返礼は受けないものとする。

第 3 章 手 続 き 等

第 7 条 本規程に要する経費は、賛助会費をもって賄うものとする。

第 8 条 前各号に掲げる給付をうけようとするときは、事務局を通じ会長に請求しなくてはならない。
但し、会長が必要と認めるときは、事由を証する書類の提出を求めることができる。

第 9 条 本規程の改廃は理事会で決議し、総会に報告をする。

付 則 本規程は平成26年6月28日より施行する。
本規程は平成27年7月11日より施行する。